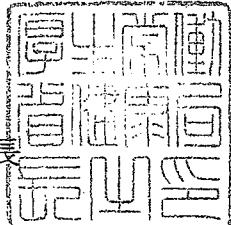


写

健発 0520 第 1 号
平成 23 年 5 月 20 日

各 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 殿

厚生労働省健康局長



夏期の電力需給対策に係る特定建築物の維持管理について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内における電力の供給力が大幅に減少しており、これによって生じた電力の需給ギャップが夏に向けて再び悪化する見込みのため、5 月 13 日に政府の電力需給緊急対策本部（現：電力需給に関する検討会合）において「夏期の電力需給対策について」が取りまとめられました（別添：該当箇所のみ）。

これを踏まえて、本年 7 月から 9 月までの期間、東京電力及び東北電力管内を中心に、夏期の節電に向けた取組がなされるものと見込まれるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）及び法施行令（昭和 45 年政令第 304 号。以下「令」という。）に基づく特定建築物の維持管理について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、御留意の上、関係者に対する適切な御指導とともに、法の円滑な施行につき御配慮をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 特定建築物における室内温度について

（1）令第 2 条第 1 号を踏まえ、空気調和設備を設けている特定建築物において室内の空気を冷房する場合には、特定建築物の利用者及び使用者の健康確保のために必要な措置を講じた上で、室内の温度を 28 度とするよう努めること。

(2) (1) にかかわらず、電力抑制のため、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の自主的な取組として室温を 29 度に引き上げることも考えられることから、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮を徹底し、作業強度の適切な管理など必要な措置を講じること。

なお、厚生労働省や環境省における熱中症防止対策をご参考にされたい。

- ・厚生労働省ホームページ「熱中症を防ごう！」

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>)

- ・環境省ホームページ「環境省熱中症予防情報サイト」

(<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>)

2 特定建築物における換気について

特定建築物の換気については、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促すため、居室の二酸化炭素の濃度を、令第 2 条第 1 号に示す二酸化炭素の含有率に適合するように空気調和設備又は機械換気設備を調整すること。

夏期の電力需給対策について

別紙1 電力需給対策に関する制度見直しについて（抜粋）

平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部

1.3. オフィスビル等の室内温度についての対応

今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28°Cとすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。

なお、需要家の自主的な行動として室温を29°Cに引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。

1.5. オフィスビル等の換気についての対応

オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO₂濃度基準を周知することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。

1 東京電力管内

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の全域と静岡県の富士川以東（沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡、三島市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、田方郡、下田市、賀茂郡の全域、富士市及び富士宮市の一部）

2 東北電力管内

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県の全域